

令和二年五月八日提出
質問第一九二号

新型コロナウイルス感染症による就職活動等への影響に関する質問主意書

提出者 丸山穂高

新型コロナウイルス感染症による就職活動等への影響に関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染拡大は、就職活動等に大きな影響を及ぼしている。これに関連して、以下質問する。

一 二〇一九年度卒業の新卒者については、一部に採用内定の取消しが見られたところであり、また、四月以降も例年と異なる勤務状況に置かれることが懸念される。以下、回答されたい。

1 内定取消者の採用に取り組む企業に対して、政府として支援策を講ずるべきではないか。

2 東京都、神戸市、群馬県桐生市、千葉県成田市、大阪府豊中市など、地方自治体では内定取消者を対象に臨時採用を行っている例があるが、政府も同様の取組を行うことはできないか。

3 内定者への入社辞退の強要や新卒採用者への自宅待機の指示について実態を把握するとともに、リーマン・ショック後に問題となった試用期間中の解雇を防止することが必要と考えるが、政府の見解を伺いたい。

4 企業側の都合で労働者を休業させた場合は労働基準法に基づき休業手当を支払わなければならないが、そのような知識の不足に乗じて新卒採用者への支払いを回避する等の問題が起こる可能性がある。

政府の認識と対応を伺いたい。

二 二〇二〇年度卒業予定者については、多数の学生が集まる企業説明会が中止されるなど、就職活動等への影響が生じている。以下、回答されたい。

1 ウェブを活用した企業説明会や面談は、中小企業には困難な場合もあることから、政府として支援策を講ずるべきではないか。

2 大学卒業予定者については、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」での検討の結果、採用選考活動開始が六月一日以降とされているが、これまでのような短期の大量・一括選考がより困難となる可能性がある。政府の認識と対応を伺いたい。

3 高等学校卒業予定者については、「高等学校就職問題検討会議」での検討の結果、ハローワークによる求人申込書の受付開始が六月一日とされているが、この時期を含めスケジュールを再検討すべきではないか。

右質問する。